

共同研究等に学生等を参加させる場合の要項

令和4年5月9日理事（産学連携担当）決裁

（目的）

第1条 この要項は、企業等との秘密情報管理規程（令和4年島大規則第52号。以下「規程」という。）第13条第2項の規定に基づき、学生等の共同研究等への参加の是非及び秘密保持の遵守等について必要な事項を定め、適正な運用を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 教職員とは、職員就業規則（平成16年島大規則第7号）第3条に定める者をいう。

2 学生等とは、島根大学（以下、「本学」という。）の学部学生、大学院学生及び雇用関係のない研究員をいう。

3 共同研究等とは、規程第4条第1項第二号に規定するものをいう。

（共同研究等への参加）

第3条 教職員は学生等を共同研究等に参加させることができる。ただし、共同研究等への参加を強要することはできない。

（誓約書）

第4条 学生等を共同研究等に参加させる場合は、次の各号について誓約書を作成して、学長に提出しなければならない。

- 一 守秘義務に関すること
- 二 提出された有体物及び研究成果有体物に関すること
- 三 知的財産等に関すること
- 四 研究契約に関すること

2 学部学生を共同研究等へ参加させる場合は、部局長の承認を得て前項の誓約書に次の各号を加えなければならない。

- 一 教育上有意義であること
- 二 自らの意思で参加すること
- 三 学生の教育を受ける権利を阻害しないこと
- 四 学生に対し、研究代表者（指導教員）は参加を強要しないこと

（責任）

第5条 学生等を共同研究等に参加させる場合は、相手先企業の実情を必要とする。

2 研究代表者は、共同研究等に従事する学生等に対し秘密保持について責任を負うものとする。

（義務）

第6条 共同研究等に参加した学生等の守秘義務は当該共同研究等の研究期間終了後も継続するものとする。

2 前項にあっては、卒業した後、就職先を制約するものではない。

(事務)

第7条 この要項の取扱いに関する事務は、研究・地方創生部研究推進課において処理する。

附 則

この要項は、令和4年5月9日から実施する。